## 自転車ヘルメット購入応援事業事務局運営業務企画提案コンペ募集要項

#### 1 目的

自転車ヘルメットの着用が令和5年4月1日より努力義務化されたものの、本県の着用率は全国平均を下回っている状況から、自転車の利用率が高い児童生徒や子育て世代などのヘルメット購入応援事業事務局の運営を行う事業者を募集する。

### 2 募集の概要

(1)委託業務名

自転車ヘルメット購入応援事業事務局運営業務

(2) 委託業務内容

別添「自転車ヘルメット購入応援事業事務局運営業務仕様書」のとおりとする。

(3)委託業務期間

契約締結日から令和6年3月25日(月)まで

予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において本事業に係る予算の減額、否決があるときは委託業務の仕様の変更及び執行を行わない場合があり得るものとする。

なお、上記に伴い、自転車ヘルメット購入応援事業事務局運営業務企画提案コンペ(以下「企画提案コンペ」という)参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、兵庫県はその損害について一切負担しない。

(4) 事業予算額

金 642, 792 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

※上記金額にポイント等交付分 480,000 千円含む

(5) スケジュール

令和5年9月15日(金) 参加募集及び質問受付開始

令和5年9月21日(木) 質問受付終了

令和5年9月26日(火) 質問回答

令和5年9月28日(木) 企画提案書の提出期限

令和5年10月2日(月) プレゼンテーション実施を予定

令和5年10月上旬 審査結果通知【予定】

#### 3 企画提案コンペの参加資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準(地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に基づく)による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく 裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。

- (4) 民事再生法 (平成 11 年法第 225 号) の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 事業の実施にあたり、兵庫県くらし安全課との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (6)業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
  - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループ の構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びその構成者は上記の(1)~(6)のすべてを満たすこととする。

## 4 企画提案コンペに係る手続き等

- (1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付 兵庫県のホームページからダウンロードすること。郵送による配付は行わない。
- (2)企画提案説明会企画提案説明会は実施しない。
- (3) 質疑応答
  - ア 提出方法

質問は質問書(様式第4号)により、電子メールで送信するものに限る。件名を「自 転車へルメット購入応援事業事務局運営業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認 すること。

なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 提出期限

令和5年9月21日(木)午後5時00分(必着)

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

工 回答方法

質問に対する回答は、令和5年9月26日(火)までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

また、質問及び回答の概要は、兵庫県ホームページにて公開する。

オ その他

質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、評価基準の配点については質問の対象外とする。

- (4) 提案書の提出
  - ア 提出書類

以下の①~⑤を提出すること。

① 企画提案書(様式第1-1、1-2号) 記載項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。ただしA4版 20ページ以内とする。

- ② 見積書(様式は任意。人員体制を明記すること(押印不要))
- ③ 会社概要及び業務実施体制調書(様式第2-1、2-2号)
- ④ 暴力団の排除に関する誓約書(様式第3号)
- ⑤ 納税証明書\*\*(ただし、入札参加資格のある事業者が入札参加資格名簿登載時に 提出済である場合はこの限りでない)
  - ※ 兵庫県の課税実績がない場合は誓約書(様式第6号)

### イ 受付期間・受付時間

令和5年9月15日(金)(決裁日)から9月28日(木)まで(土日祝日を除く)の午前9時00分(15日のみ午前10時00分から)から午後5時00分までとする。

#### ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

電子メールの場合、件名を「**自転車へルメット購入応援事業事務局運営業務に関する 提案**」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォル ダにまとめたうえ、その容量の合計を**原則 10MB以下**とすること。

なお、電子メールによる提出の場合には事前に電話により申し出ること。

また、持参及び郵送の場合は正本1部、副本1部(コピー可)を上記イの受付期間内 に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものと みなす。

# エ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

#### オその他

兵庫県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

## 5 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。
- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。 この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

## 6 受託者の選考

## (1) 選考方法

下記①~⑤に示す評価の観点に基づき企画提案の内容、事業の実施能力等について、提出のあった事業者からの説明等を踏まえ、選考委員会で審査の上、最優秀提案者を選定する。

- ① 〔業務実績〕過去に同種又は類似の事業実績があるか
- ② 〔実施体制〕業務遂行に必要な実施体制となっているか、スタッフ数等は妥当か
- ③ 〔スケジュール管理〕履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか

- ④ 〔創意工夫〕業務遂行に当たり工夫があるか(県民への利便性、業務の効率等)
- ⑤ 〔見積額〕事業費の積算は妥当か

審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、 兵庫県のホームページで公表する。(令和5年10月上旬を予定。)

#### (2) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、兵庫県と提案者で協議のうえ変更する場合がある。

また、提案者の提示額は、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は企画提案コンペ実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

#### 7 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった 提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7)消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加 辞退届(様式第5号)を提出すること。
- (11) 委託事業受託者は個人情報の取扱いについて責任を負うものとし、再委託する場合についても同様とする。

#### 【提出先、お問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第2号館2階

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL: 078-362-9071 FAX: 078-362-4465 Eメール: seikatsuanzen@pref. hyogo. lg. jp